

# 山梨県公報

第二千二百二十三号

平成二十四年

四月二十三日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除の予定(二件)……………一四七  
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正……………一四七

### 公告

平成二十四年度調理師試験の実施……………一四七  
基本測量の終了……………一四八  
都市計画の変更図書の縦覧……………一四八  
峡東都市計画道路事業の施行について……………一四八

## 告示

### 山梨県告示第百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十四年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

上野原市桑久保字金子四四三の五・四四四の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四四二の二、四四二の三、四四三の二、四四三の三、四四九の六、四五七の二

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

(次の図)は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十四年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

上野原市桑久保字金子四四三の五・四四四の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四四四の一

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 解除の理由

道路用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第百五十六号

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(平成二十四年山梨県告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

三中「第十五条第一号から第四号及び第九号から第十四号」を「第十五条各号」に改める。

## 公告

### ●平成二十四年度調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、平成二十四年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 試験日時

平成二十四年七月七日(土)午後一時から三時まで

#### 二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規
- 3 公衆衛生学
- 4 栄養学
- 5 食品学
- 6 食品衛生学
- 7 調理理論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものであるもの。

五 受験願書受付期間

平成二十四年五月二十一日（月）から同月二十五日（金）までの午前九時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所

住所地在を管轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類
- 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
- 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）

八 受験手数料

六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）  
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十四年四月九日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十四年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量、電子国土基本図（地図情報）修正測量
- 二 作業期間 平成二十三年五月九日から平成二十四年三月三十一日まで
- 三 作業地域 山梨県内全域

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

峡東都市計画道路

（七・五・一号 加納岩小学校西通り線）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 峡東都市計画道路事業の施行について

峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

峡東都市計画道路事業三・四・八号 山梨市駅南線 及び三・四・五号 根津橋通り線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

四 山梨県甲州市塩山上塩後千二百三十九番一号 峡東建設事務所  
事業地の所在

収用の部分 山梨県山梨市上神内川字藁塚及び字古宮、並びに下神内川字神明前、  
字竹井田及び字梅ノ木地内  
使用の部分 なし

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番